

社会福祉法人アドベンチスト福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アドベンチスト福祉会の役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償はこれを支払わないものとする。

(役員等の業務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払う。

2 役員等が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人の運営のための業務にあたった場合、別表2により報酬及び実費弁償を支払う。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払う。

4 退職慰労金の支給額については、別表3に定める額。

5 理事及び監事の報酬等の総額については、別表4に定める額。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬については別表2により、旅費等については、役職員旅費規程に準ずる。

(兼務役員等)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月7日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬 (税引き後)	旅費交通費
理事会出席報酬	日額 10,000 円	実費弁償
評議員会出席報酬	日額 10,000 円	

別表2 (第4条、第5条関係)

名称	報酬 (税引き後)	旅費交通費
理事長業務報酬	日額 15,000 円	実費弁償×日数
役員等業務報酬	日額 10,000 円	
監事監査指導報酬	日額 20,000 円	

別表3 (退職慰労金算定式)

$10,000 \text{ 円} \times \text{在籍年数} = \text{上限 } 80,000 \text{ 円}$

※ 1 在職年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。

※ 2 平成29年4月1日以前の在職年数は、通算する。

別表4 (役員報酬の総額)

役員 (理事、監事)	報酬等総額
理事	400,000 円
監事	400,000 円